

共有者不明農用地等に係る公示

下記共有者不明農用地等は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の2第2項による探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第21条の3の規定に基づき定めようとする農用地利用集積計画と併せて公示する。

令和元年10月25日

七ヶ宿町農業委員会
会長 太田 幸

記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	借賃の相手方	支払方法
宮城県刈田郡七ヶ宿町字桧木沢 20-1	畑	214	使用貸借	普通畑	令和2年5月29日	16年	0	(株) ゆのはら農産	-
宮城県刈田郡七ヶ宿町字桧木沢 20-3	畑	215	使用貸借	普通畑	令和2年5月29日	16年	0	(株) ゆのはら農産	-
宮城県刈田郡七ヶ宿町字桧木沢 21	田	732	使用貸借	転作田	令和2年5月29日	16年	0	(株) ゆのはら農産	-
宮城県刈田郡七ヶ宿町字桧木沢 27	田	1,114	使用貸借	転作田	令和2年5月29日	16年	0	(株) ゆのはら農産	-
宮城県刈田郡七ヶ宿町字原道下 26-13	田	66	使用貸借	普通田	令和2年5月29日	16年	0	(農) ライスファーム七ヶ宿	-
宮城県刈田郡七ヶ宿町字原道上 7-13	畑	169	使用貸借	普通畑	令和2年5月29日	16年	0	(農) ライスファーム七ヶ宿	-

- この公示は、共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。
- 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は3に掲げる事項に

ついて異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - (2) 当該農用地の所在、地番、地目、面積
 - (3) 当該申出の趣旨
- 5 不確知共有者がこの公示があつた日から起算して6か月以内に異議を述べなかつた場合には、法第21条の4の規定に基づき、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。
- 6 (※) 当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。
- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。
 - (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となつて、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
 - (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
 - (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
 - (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。
- (※6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項に基づき、機構に義務づけられている農用地の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること)

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができません。
- 2 農用地利用集積計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

法第 21 条の 3 第 1 項第 5 号に基づく異議の申出書

令和元年 月 日

七ヶ宿町農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

印

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 21 条の 3 第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記共有者不明農用地の共有持分を有することを申し出るとともに、下記共有者不明農用地に係る公示に対して異議があることを申し出ます。

記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (m ²)

2 本申出の趣旨

--

3 権限を証する書類（別添）（※）

(1)

(2)

※ 権限を証する書類は、戸籍謄本等当該共有者不明農用地等について共有持分を有することを証する書類を添付願います。

（記載要領）

- 1 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 「本申出の趣旨」については、異議の具体的な内容について記載してください。

（備考）

- 1 共有者不明農用地等の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 なお、異議については、必要事項が記載されていれば本様式によらず申し立てることが可能です。

農用地利用集積計画 (利用権設定・公社借入)

山田 駒治
(農地管理者 (株)ゆのはら農産)

1. 各筆明細

		市町村名	七ヶ宿町	公告年月日	令和	年	月	日					
整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(A)	(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田 守彦			(同意印)	(住所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号							
	利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所(B)	(氏名又は名称) 農地管理者 (株)ゆのはら農産 宮城県刈田郡七ヶ宿町南浦畑5-1			(同意印)	(住所) 宮城県刈田郡七ヶ宿町南浦畑5-1							
利用権を設定する土地(C)				利用権の設定内容(D)			利用権の設定する土地(B)以外の権限者等(F)			備考			
所在	地番	地目		面積(m ²)		利用権の種類	内容	借賃(kg・円)	住所		氏名又は名称	権限の種類	(同意印)
大字	枝番	登記簿	現況	登記簿	現況								
	桧木沢	201	畑	畑	214.00	214.00	使用貸借	普通畑	0円				町内全域
	桧木沢	203	畑	畑	215.00	215.00	使用貸借	普通畑	0円				町内全域
	桧木沢	21	田	田	732.00	732.00	使用貸借	水田	0円				町内全域
	桧木沢	27	田	田	1,114.00	1,114.00	使用貸借	水田	0円				町内全域
合計		4筆			m ² 2,275.00	m ² 2,275.00			0kg 0円				
利用権の設定内容(D)の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期)			令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			借賃の支払方法(該当番号に丸印のこと) 1. (金納) 毎年11月25日までに本人指定の口座に手数料を差し引き振り込むこと。 2. (物納) 毎年12月10日までに転借人が土地所有者宅に届けること。 なお、物納契約手数料は毎年11月10日までに支払うこと。					
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定に係る当事者間の法律関係(E)							使用貸借						

農用地利用集積計画（利用権設定・公社借入）

2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 利用権の設定
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。
 - (2) 借賃の変更
この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報（以下「借賃等の情報」という。）の提供があった場合には、その借賃等の情報を勧告し、利用権を設定する者（以下「甲」という。）、及び利用権の設定を受ける者（宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）以下「乙」という。）が協議して定める額（協議が調わなかった場合は農業委員会（市町村）が調整した額）に変更することができる。
 - (3) 借賃の支払猶予
災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。
また、乙は当該転借人より貸賃が支払われない場合は、甲に対し当該転借人より貸賃が支払われるまで猶予する。
 - (4) 転貸
甲は、乙が目的物を第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。
 - (5) 借賃の増額又は減額
目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。
増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会（市町村）の調整した額とする。
 - (6) 境界の明示
甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
 - (7) 解約にあたっての相手方の同意
甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。
 - (8) 修繕及び改良
ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。
イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。
ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。
エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。
なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村（農業委員会）が設定した額とする。
 - (9) 経常経費
ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。
イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。
ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。
エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。
オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。
 - (10) 賃貸借又は使用貸借の解除
乙は、「農地中間管理事業に関する法律」（平成25年法律第101号）第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 - (11) 利用権の消滅
天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。
 - (12) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。
イ 乙は（8）のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。
 - (13) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定されている利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村（農業委員会）が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。
 - (14) その他
この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村（農業委員会）が協議して定める。
- ### 3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
- 該当なし

農用地利用集積計画 (利用権設定・公社借入)

山田 平吉
(農地管理者 馬場 國子)

1. 各筆明細

市町村名		七ヶ宿町		公告年月日		令和 年 月 日								
整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(A)	(氏名又は名称) 官城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田 守彦			(同意印)	(住所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号								
	利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所(B)	(氏名又は名称) 農地管理者 馬場 國子 東京都板橋区前野町四丁目15番12-312号			(同意印)	(住所) 東京都板橋区前野町四丁目15番12-312号								
利用権を設定する土地(C)				利用権の設定内容(D)			利用権の設定する土地(B)以外の権限者等(F)			備考				
所在	地番	地目		面積(m ²)		利用権の種類	内容	借賃(kg・円)	住所		氏名又は名称	権限の種類	(同意印)	
大字	枝番	登記簿	現況	登記簿	現況					住所				氏名又は名称
	原道下	26 13	田	田	66.00	66.00	使用貸借	水田	0円					町内全域
合計		1筆			m ² 66.00	m ² 66.00			0 kg 0円					
利用権の設定内容(D)の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期)			令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			1. (金納) 毎年11月25日までに本人指定の口座に手数料を差し引き振り込むこと。 2. (物納) 毎年12月10日までに転借人が土地所有者宅に届けること。 なお、物納契約手数料は毎年11月10日までに支払うこと。						
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定に係る当事者間の法律関係(E)							使用貸借							

農用地利用集積計画（利用権設定・公社借入）

2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 利用権の設定
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。
- (2) 借賃の変更
この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報（以下「借賃等の情報」という。）の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、利用権を設定する者（以下「甲」という。）、及び利用権の設定を受ける者（宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）以下「乙」という。）が協議して定める額（協議が調わなかった場合は農業委員会（市町村）が調整した額）に変更することができる。
- (3) 借賃の支払猶予
災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。
また、乙は当該転借人より貸賃が支払われない場合は、甲に対し当該転借人より貸賃が支払われるまで猶予する。
- (4) 転貸
甲は、乙が目的物を第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。
- (5) 借賃の増額又は減額
目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。
増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会（市町村）の調整した額とする。
- (6) 境界の明示
甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
- (7) 解約にあたっての相手方の同意
甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。
- (8) 修繕及び改良
ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。
イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。
ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。
エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。
なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村（農業委員会）が設定した額とする。
- (9) 経常経費
ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。
イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。
ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。
エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。
オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。
- (10) 賃貸借又は使用貸借の解除
乙は、「農地中間管理事業に関する法律」（平成25年法律第101号）第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
- (11) 利用権の消滅
天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。
- (12) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。
イ 乙は（8）のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。
- (13) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定されている利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村（農業委員会）が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。
- (14) その他
この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村（農業委員会）が協議して定める。

3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等 該当なし

農用地利用集積計画 (利用権設定・公社借入)

高城 広治

(農地管理者 農事組合法人ライスファーム七ヶ宿)

1. 各筆明細		市町村名	七ヶ宿町	公告年月日	平成	年	月	日					
整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(A)	(氏名又は名称) (同意印) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田 守彦			(住所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号								
	利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所(B)	(氏名又は名称) (同意印) 農地管理者 農事組合法人ライスファーム七ヶ宿 宮城県刈田郡七ヶ宿町字西原127番地			(住所) 宮城県刈田郡七ヶ宿町 字西原127番地								
利用権を設定する土地(C)				利用権の設定内容(D)			利用権の設定する土地(B)以外の権限者等(F)		備考				
所在 大字	地番 枝番	地目 登記簿	面積(m ²) 登記簿	面積(m ²) 現況	利用権の種類	内容	借賃(kg・円)	住所		氏名又は名称	権限の種類	(同意印)	
	原道上	7 13	畑	畑	169.00	169.00	使用貸借	普通畑	0円				町内全域
合計	1筆		m ² 169.00	m ² 169.00			0kg 0円						
利用権の設定内容(D)の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期)			令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日								
		借賃の支払方法 (該当番号に丸印のこと)			1. (金納) 毎年11月25日までに本人指定の口座に手数料を差し引き振り込むこと。 2. (物納) 毎年12月10日までに転借人が土地所有者宅に届けること。 なお、物納契約手数料は毎年11月10日までに支払うこと。								
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定に係る当事者間の法律関係(E)							使用貸借						

農用地利用集積計画（利用権設定・公社借入）

2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 利用権の設定
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。
 - (2) 借賃の変更
この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報（以下「借賃等の情報」という。）の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、利用権を設定する者（以下「甲」という。）、及び利用権の設定を受ける者（宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）以下「乙」という。）が協議して定める額（協議が調わなかった場合は農業委員会（市町村）が調整した額）に変更することができる。
 - (3) 借賃の支払猶予
災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。
また、乙は当該転借人より貸賃が支払われない場合は、甲に対し当該転借人より貸賃が支払われるまで猶予する。
 - (4) 転貸
甲は、乙が目的物を第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。
 - (5) 借賃の増額又は減額
目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。
増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会（市町村）の調整した額とする。
 - (6) 境界の明示
甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
 - (7) 解約にあたっての相手方の同意
甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。
 - (8) 修繕及び改良
ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。
イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。
ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。
エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。
なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村（農業委員会）が設定した額とする。
 - (9) 経常経費
ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。
イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。
ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。
エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。
オ その他目的物の通常維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。
 - (10) 賃貸借又は使用貸借の解除
乙は、「農地中間管理事業に関する法律」（平成25年法律第101号）第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 - (11) 利用権の消滅
天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。
 - (12) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。
イ 乙は（8）のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかに問わず、返還の代償を請求してはならない。
 - (13) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定されている利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村（農業委員会）が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。
 - (14) その他
この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村（農業委員会）が協議して定める。
3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
該当なし